

脱税って得なの？

公認会計士・税理士

宇賀田 伸彦



宇賀田会計事務所

なんで税金を納めるの？

まず、小難しい法的解釈の説明をします。

- 憲法で義務付けられている(30条)
- 租税法で国や地方公共団体と間の債権債務関係を定めている

→ 定められた時期を経過すると、自動的に 国や同道府県市町村に対して租税法に応じた債務が発生する。

→ その債権を確定させる手続きがいわゆる「申告」

税金というのは『とられるもの』でなくて、
元々いわゆる「おかみのもの」というのが、基本的な考え方

つまり

『脱税』というというのは、みんなの財産を横領していることと変わらない行為です。

例えば、

- ・まちの公園に勝手に自分の家を建ててしまうのとか
- ・組合のお金を使い込んで

これらと法律的には余り変わりません。すごくずるいと感じませんか？

節税と脱税の違いって？

前提として、税法や指針の範囲内で行うかその外か

現実には法解釈や難しいスキームが重要ではなくて……

- ストーリーはあるのでしょうか？というところが非常に重要
- 節税目的です！と言っはいけない。

税金は法律とお金の計算ではありますが、調査官は人間です。

最終的に裁くのは裁判官です。

→ 裁判所(課税庁もですが)が想定しているストーリーとこちらの用意するストーリーが一致して、気持ちよく納得できることが必要です。

脱税スキーム(法人)

帳簿から外す

○ 「架空経費の計上」と「売上の未計上」

が基本的に2大スキーム

→ 今も昔も健在

○ 消費税を意図的な回避する手法

人件費を課税仕入にする。

○ 海外のいわゆるタックスヘイブンを利用して所得を避難させるケース

○ FXなどによる所得を申告しない

そしてお金を隠す

○ 脱税によって得た不正資金の多くは、現金、預貯金又は有価証券として留保

○ 地中に隠匿、金庫、クローゼット、トランクルーム等

○ 金や馬などに換価

脱税の発覚

- **税務調査**

適正申告の実現を図るため、納税者に対して、的確な調査・指導を実施することを目的としている。

→ 適度な牽制が目的

→ 実地調査という、突然来るものもたまにある。

→ 税務署や国税局の一般職員が行う

- **査察**

悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的

→ いわゆるマルサと呼ばれる人たち

→ 要するに捜査・逮捕が目的

税務調査と査察は本質的に違います。

逆に令状なしにくる税務職員に対しては、

1. 本当に税務職員なのかを確かめましょう。
2. 正当な理由があるか確かめましょう。
3. 顧問税理士を呼びましょう。

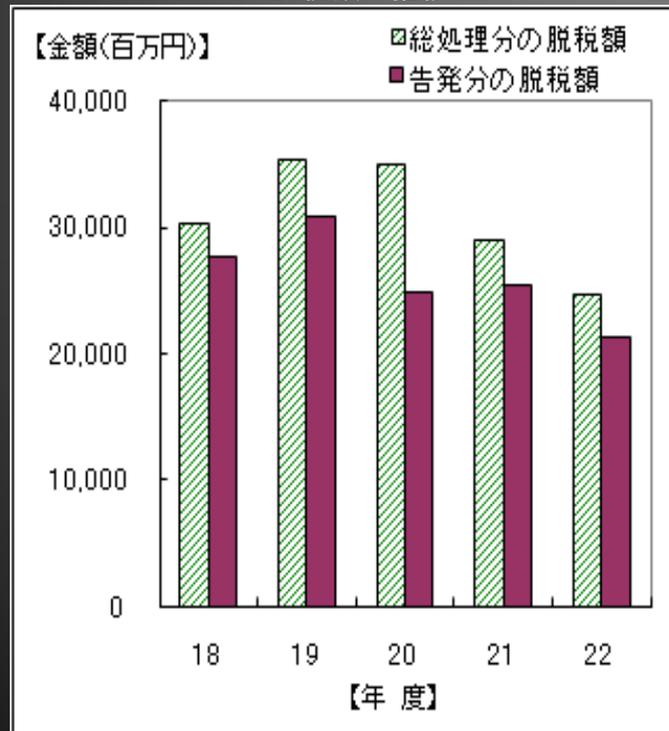
査察でわかる脱税(平成22年査察の概要より)

○平成22年 件数 196件 告発件数 156件(77%)有罪率 100%

○脱税額は、総額で248億円、そのうち告発分は213億円

○事案1件当たりの脱税額は、平均で1億3,700万円

脱税額の推移



(参考4) 告発の多かった業種・取引(5者以上)

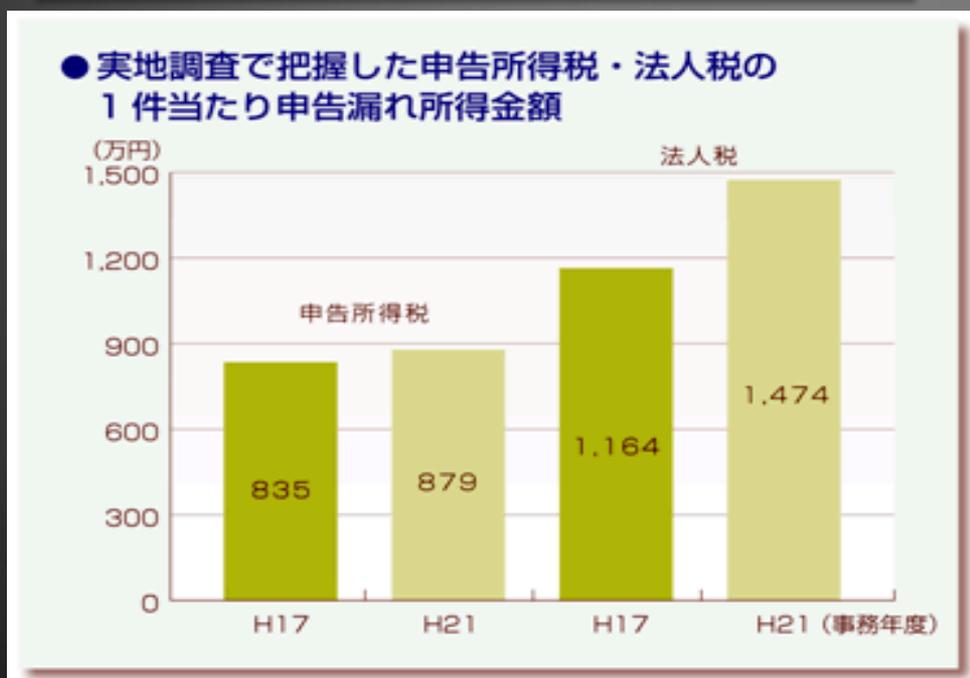
平成20		21		22	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
鉱物・金属材料卸	14	不動産業	15	不動産業	13
不動産業	14	鉱物・金属材料卸	11	建設業	11
人材派遣業	11	建設業	9	運送業	11
商品株式取引	11	商品株式取引	8	商品株式取引	10
パチンコ	8	クラブ	7	人材派遣業	5
建設業	6	人材派遣業	7	-	-
電気機械器具製造	6	不動産譲渡	5	-	-
コンサルタント	5	-	-	-	-

ちなみに税務調査は

税務調査等の件数			
(単位:千件)			
	平成19年	平成20年	平成21年
調査の件数	466	332	312
簡易な接触の件数	698	732	644

実地調査で把握した1件当たりの申告漏れ所得金額は、平成21事務年度においては、申告所得税は879万円
法人税は1,474万円

→ 重加算の対象のものも含まれています。



(平成22年査察の概要より)

脱税した場合の罰則など

まず、発覚すると……

通常の税金(本税と地方税)

延滞税(14.6%/年) ← 脱税だと延滞期間の最初から最後まで
重加算税

- ・過少申告税⇒追加本税の35%
- ・無申告加算税⇒納付税額の40%
- ・不納付加算税⇒納付税額の35%

(ここまで、税務署とか国税局での罰)

<通常の加算税(修正申告加算税10%(50万円まで)、無申告加算税15%)>

告発される → 刑事事件化

懲役刑等と罰金などが併用で課される。

→ 大体脱税額の20~25%が判決で言い渡される。

○3年間で2400万円くらいから告発されるらしい

○総計3億円~4億円を超えてくると実刑らしい(最高10年平成22年改正)

(ここまで司法での罰)

例えば入札に参加できない(資格制限)

免許停止、懲戒処分→ 職業・業界団体からの処分

コンプライアンス重視の会社から取引停止を言い渡される。など

(いわゆる社会的制裁)

脱税は得なの？

<説例>

- 3年間で毎年30百万円 合計90百万円(税別)の売上除外をしてみましょう。
発覚するとどうなるか、ザックリ計算してみます。
→だいたい1億28百万円かかる+いろいろ

(概算です)	1年目	2年目	3年目	合計
(単位:千円)				
抜いた金額(売上額)	30,000	30,000	30,000	90,000
法人税(3割)	9,000	9,000	9,000	27,000
地方税(概算)	4,500	4,500	4,500	13,500
消費税	1,500	1,500	1,500	4,500
本税合計	15,000	15,000	15,000	45,000
重加算税等(35%)	5,250	5,250	5,250	15,750
延滞税(14.6%)	6,570	4,380	2,190	13,140
個人所得税(40%)	12,000	12,000	12,000	36,000
個人住民税	3,000	3,000	3,000	9,000
追加での税額	26,820	24,630	22,440	73,890
税額合計				118,890
利回り				-132%
罰金(0.2)	3,000	3,000	3,000	9,000
				127,890
利回り				-142%

脱税を経済学する

1. 単純な損得でも発覚した場合には、結構つらい
前ページの例でなくても、隠したお金の0.9~1.2倍くらいは徴収される。
課税庁とのやりとりや捜査への対応含め相当なコストがかかる。
一方で通常の税率は(0.3~0.5)くらいになるので、バレない分が相当ないとうまくない。
→ 当然その他の制裁もある。
2. 脱税スキームにかかるコスト
脱税のためのコストと脱税で減る税額があまり変わらないケースもある。
3. 現代社会の飽和した市場環境において、リスク愛好的な経営戦略がそもそも有効か
ゲーム理論では、ゼロサムゲーム(パイの奪い合い)で一番有効なのは、ミニマックス戦略(最小損失を選ぶ戦略)
→脱税はすくなくともミニマックスではない。

→経済的な合理性があるとはいえません。
適切な申告を心がけましょう！